

子ども・子育て支援事業計画における 「量の見込み」と「確保方策」について

1. 基本的な考え方

子ども・子育て支援法において、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画（以下、「法定計画」）を作成する。その法定計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

法定計画は、地域の人口構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成することが必要となる。

そこで、法定計画の作成にあたり現在の利用状況を把握するとともに、潜在的なニーズを踏まえた調査を実施し、その結果等から量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行う。

教育・保育の量の見込みに対する提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに整備することを目指す。

2. 「量の見込み」の算出と「確保方策」の設定

(1) 「量の見込み」の算出について

別紙1のとおり

(2) 量の見込みに対する「確保方策」の設定について

別紙2のとおり

3. 今後のスケジュール

平成26年	5月末	東京都に報告（「量の見込み」及び「確保方策」）
	6月11日	区議会第2回定例会に報告
	8月上旬	次世代育成支援地域協議会で審議 （（仮称）台東区次世代育成支援計画中間のまとめ案）
	9月24日	区議会第3回定例会に報告
	10月	パブリックコメントの実施
	12月中旬	次世代育成支援地域協議会で審議 （（仮称）台東区次世代育成支援計画最終案）
平成27年	2月中旬	区議会第1回定例会に報告
	3月	計画策定